

婦人関係資料シリーズ
一般資料第17号

賣春に関する資料

——賣春関係年表と文献目録——

労働省婦人少年局

はーがき
 売春問題に対する世人の関心は独立を迎えてますます高まっておりますが、その対策や取締に相当困難を生じております。全国には現在三九の地方売春條例が布かれており、これから條例を公布するための準備をすゝめてゐる地方も数ある現状です。婦人少年局では既にこの問題について種々の資料を作成して一般の参考に使ひましたがこの度は更にこの問題の対策を研究する上に必要な終戦後の売春問題の沿革並びに文献を紹介することにしました。

この資料が売春問題に関心をもたれる方々の参考になれば幸いです。
 一九五二年十月

労働省婦人少年局

目次

はーがき	二頁
参考資料	一頁
(一) 外国軍駐屯地における慰安施設について	一頁
(二) 警保局長より府県長官宛の無線通牒	一頁
(三) 公娼制度廃止に関する件依命通達	一頁
(四) 日本における公娼廃止に関する連合国軍最高司令官宛書	一三頁
(五) 公娼の取締並びに発生の防止及び保護対策(一次官會議の決定)	一三頁
(六) 特殊飲食店の接客婦に対する労働基準法の適用について(十原則)	一六頁
(七) 特殊飲食店に關して勅令九号法制化に関する日本基督教婦人矯風会よりの請願	一七頁
(八) 公娼制度についての賛向に対する簡相答件内容	一七頁
(九) 勅令第九号法律化に伴い参議院において決議された附帯條件の要旨	一八頁
(十) 日本の売春問題について米陸軍の回答	一八頁
(十一) 特殊なフェー業者の取締について	一九頁
三 売春関係文献目録	二二頁
四 附録	三〇頁
(一) 婦人保護施設の概況	三〇頁

(一) 全国における通称赤線区域及びこれに準ずるもの概数	三五頁
(二) 全国若者並びにこれに類するもの概数	三四頁
(三) 地方税における遊興飲食税の種別による経営場数	三五頁

一、売春に関する年表

——終戦直後から二七年八月まで——

戦後の売春問題を大別すると集娼と街娼の問題にわけらる事ができるが、この年表は主としてこれら売娼の戦後における発生、増加の状況と、その基礎となる社会的状況及び、これに対する政府並びに公共団体、民間団体等の対策を中心として、全国的動向を取あげたものである。

なお参考資料として、関係官公庁の通牒その他重要資料を終りに添附したがそのうち既に婦人少年局より出刊している売春関係の資料に掲載されたものも重複を避けるために除外した。

この年表作成にあたりては時間的制約のため完璧を期し得なかつたが、今後改めて修正補充するつもりである。

またこの作成にあたりては関係官公庁資料及び神奈川婦人厚生会の高橋英澄氏の「婦人福祉推進の展開」によるところが多い。

昭和二〇年（一九四五年）

八月十八日 警視庁保安課、花柳界業者代表を招集、進駐軍に対する公設慰安施設について協議す。
内務省警保局より各府県長官に対し、「進駐軍特殊慰安施設整備」について無電を差込（参考一）

この頃より各府県台領軍進駐に備えて、公用慰安娼募集並びに配置が等が行われた。これは後に一般娼女子の防波堤意識を云々する原因となつた。
八月二十六日 花柳界業者代表により、株式会社JAA協会（特殊慰安施設協会）が結成され、九月日警視庁これを認可す。
第一回接客娼募集（戦後処理の国家的緊急施設、新日本女性を求むの募集布告）に応募者殺到、一三六〇名採用さる。

八月二十七日 JAA協会最初の事業として、大森小町園開業、慰安を求めの進駐軍兵士来訪。
九月二二日 総司令部寛書第九項「日本政府は花柳病撲滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされるべきが望む所である。」

連合軍の進駐によりこの頃既に街娼娼娼発生、連合軍によりパン／＼の名称輸入さる。
十月十六日 総司令部、花柳病対策を指令。
十一月一日 花柳病予防法特令公布。

昭和二一年（一九四六年）
一月十五日 この頃キリスト教婦人矯風会、新清会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会、四団体の連名で内務大臣に即時娼妓取締規則廃止と既存制度撤廃を請願す。

東京都の質屋敷業者自発的に公娼廃止を行う。

一月十二日 警視庁保安部長より、公娼制度廃止に関する件依命通達を發す。（参考二）

一月二一日 総司令部寛書「日本における公娼制度の廃止に関する件」を發せらる。（参考三）

一月二八日 東京ではじめて街娼の一角取締が行はれた。摘発者数一八名

二月二日 内務省警保局長より警視總監、府県長官にあて、公娼制度廃止に関する通牒を發す。

娼妓取締規則及公娼法規は、全年二月二〇日までに一切廃止となる。

三月一日 遊廓は特殊娼娼として日本人に再会される。この頃より街娼娼の手先として浮浪児の客引き出現。（公娼娼にオブリミット）

五月八日 進駐軍相手の組織的売春行為に厳罰告示あり。

八月九日 竹内茂代議員国会で「闇の女」について質問。

八月 この月はおもて全国一斉に街娼の取締を行つた。概数一五〇〇〇名、東京都の摘発者数三〇七名

九月三日 警視庁、「闇の女」について協議す。

十一月一日 次官會議において私娼の取締並びに娼生

の防止、及び保護対策を決定（参考四）

この頃一般娼女子に対する不当横暴並に横暴に抗議するたに有志婦人団体により「婦人を守る大会」が開かれ、「婦人を守る会」誕生

十二月十二日 特殊娼娼の保護娼生施設として川崎白菊寮はじめて開設さる。（娼生娼委託）

この年よりパン／＼、ガールは売娼娼一般に通用され、オンリーワン、パンプライ、青カシ、ジギヤン等の新用語通用

昭和二二年（一九四七年）
一月十五日 勅令九号「娼女に売娼をさせた者等の処罰」に関する勅令公布

二月二三日 全国娼生社会課長會議において婦人保護に関する件がとりあげられた。

三月 総司令部の推奨により婦人福祉中央連絡委員会設置さる。

五月十八日 娼生娼児童局設置さる。

この頃より娼生娼委託による転娼娼人娼生の為の娼人娼娼次開設さる。（全国十七ヶ所）

四月五日 労働基準法制定さる。

四月十八日 都内有志婦人団体、売娼取締問題並びに性

病対策（山形県上、山形県立大学の性病集団発生についての実態調査）について協議
五月三日 新憲法施行
前年六月より現在までに警視庁管下売淫容疑者検
査数は一、四四一名

六月二〇日 総司令部、公娼廃止の促進と事後処置に
ついて要請
八月二一日 国際結核八二二組届出

八月下旬 厚生省性病予防法案作成に着手
九月一日 労働省婦人少年局発足
九月中旬 総司令部、「日本政府の売淫取締は熱意
を欠く」と警告

十月十日 全国性病予防自治会（埼玉五助会）発足
十月十一日 刑法改正により姦通罪廃止
十一月 陸軍連給事務局司法課「売淫行為等禁止
法案」を作成

十一月三〇日 販賣禁止法制定公布
十二月十一日 婦人福祉中央連絡委員会、販賣女性
の更正福祉に関する具体策を発表、また転落女性更正
福祉について総司令部W.H.S.大佐、衆議院議長、
総理、大蔵、司法、文部、厚生、労働各大臣に請願
この年性病届出数は四〇〇二一五名

七月 占領軍に性病を感染させた事実のある者
に對しては、軍事裁判に附することに決定。
七月十五日 性病予防法公布、九月一日より施行。
十月 売春等処罰法案審議未了。（第二国会）
十一月一日 新潟県売春取締條例施行。
十一月十一日 婦人少年同題審議会の建議により労働
大臣から法務総裁へ売春等処罰法案に對する要望書
を提出。
十二月末 この年復員軍人のため婦人の取場整理が
行われた。

厚生省調査による露婦数は、戦後若婦婦三七、四
〇六名、戦後若婦婦一、一〇五名、外地引揚婦婦
八二、八九四名、計五六、六四〇五名、他に一般露婦一
三、一七四八五名
本年届出性病患者数四七、四六四九名

昭和二十四年（一九四九年）
一月八日 児童売買の契約無効宣言
一月十八日 山形県の身売児童二、五〇〇名と判明
一月二〇日 東京都、夜の女の登録制実施
一月二五日 婦人の世紀社「現代売淫婦の生態」特集
号を刊行
一月 国立世論調査所「売春等処罰法案」に對

昭和二十三年（一九四八年）
一月一日 児童福祉法公布。
二月二三日 性病予防法草案成立
二月 エリザベス、サード・ハウス設置、（混
血児を收容育成）
四月 厚生省発表によれば全国露者一〇、六三名、
酌婦一六、一八七名、女給七〇、一九名、ダンサー六四〇
六名

五月一日 軽犯罪法公布
五月二日 警備犯処罰令廃止。この廃止により私娼の
取締りができなくなつた。
五月十三日 労働省に婦人少年同題審議会設置さる。法
務府より国会提出の売春等処罰法案を審議

五月二〇日 厚生省発表、闇の女概数三八、八六〇名
六月一日 東京都で行つた浮浪者実態調査の結果によ
れば、総数二五、八四〇名、うち女八、九〇名、このうち
闇の女四五二名。
六月十五日 行政執行法廃止さる。（売春容疑者の臨検
強制検察、強制治療等は廃止になる。）

六月末 婦人厚生施設全国十七ヶ所、收容人員九六
〇名となる。
七月十日 宮城県、売淫取締に關する條例公布。

する世論調査を実施
三月三日 労働省、各都道府県労働基準局に特飲者
の接客婦に對する労働基準法の適用を厳にするよう
通牒（参考五）
三月五日 東京都売春取締條例について公聴会を開く。
四月十六日 「貞操事件」厚生省初の売淫容疑者を告發
（性病予防法並に勅令九号違反）
五月三一日 東京都、「売春取締條例」制定。
八月二〇日 別府市、「街頭における売春取締條例」
制定。

八月二三日 群馬県、「売淫等取締條例」制定。
九月一日 売春婦の取締は日本の法律により日本警
察單獨で當る事に改められ、W.H.S.による売淫婦の検
査並に検診病院における警官の警備は廃止となる。
九月 吉原病院院長岡田周著「肉体の白書」を刊行
十一月 竹中勝男、佐々悦治編「街頭」を刊行さる。
（京都社会福祉研究所において街頭婦について調査
した記録書）

十二月 この年、売淫容疑者検挙数五六、六八〇名
（初犯二二、三二七名、再犯以上三、四三三名）売淫
の仲介者一〇、四二名、勅令九号違反一〇、四六件、一
一六七名、届出性病患者三八、六九九〇名、この七二

％が売春行為により感染、妊娠中絶二四六、一〇四件と発表する。

国際連合婦会三三対二（賛成一五）で人身売買及び売春行為の搾取禁止のための条約を決議、一九五一年七月発効。

昭和二十五年（一九五〇年）

四月九日 栃木県、「街頭その他における売春の取締りに関する条例」公布。

六月二七日 山梨県中野村、「売淫及び風紀取締条例」施行。

八月十四日 石川県、「売淫等取締条例」制定。

九月十日 神奈川県大和市、「売淫等取締条例」制定。

九月十一日 埼玉県朝霞町、「売淫等取締条例」公布。

十月二五日 大宮市、「大宮市売淫等取締条例」制定。

十月 婦人少年局、年少労働者の調査報告書を発表。（従来は産前産後の休暇が主として富相農家であつたが最近では都会周辺の特殊喫茶店が多くなった）

十一月初旬 池上特設衛生施設について地元民婦人団体、PTAによる反対運動起る。

十一月十五日 池上特設衛生施設問題について参議院公聴会を開く。（地元の請願による）

十二月一日 大阪府、「街頭等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

三月二〇日 栃木県、「街頭その他における売春等の取締りに関する条例」制定。

三月 厚生省見解、外人相手の売笑婦は七万八万

四月一日 横須賀市、「風紀取締条例」施行。

全「リント」従業員取締条例制定。

五月一日 婦人福祉全国会長会議において第二婦人寮の実現方案を決議（特殊婦人寮）

五月二日 神崎レポートによる「本木事件」調査報告会開かる。

五月二八日 神戸市、「売淫取締条例」制定。

この月児童福祉法違反検挙数六四四件、昨年の三倍、殆んど人身売買、厚生省調査の身売り児童数推定五〇〇〇名、身売り果の順位は、山形、福島、奈良、大阪、兵庫、神奈川県で受入果の順位は神奈川県、千葉、埼玉、福岡、東京、大阪となり、これらの受入児童は特殊飲食店が大多数。

六月三日 岩手県、「売淫等取締条例」制定。

六月二一日 北海道千歳市、「千歳市風紀取締条例」制定。

六月二八日 新潟県地方検察庁、東京新橋の特殊飲食店主、小島清三を起訴。

十二月四日 横浜市、「風紀取締条例」制定。

十二月八日 佐世保市、「風紀取締条例」制定。

十二月十五日 甲府市、「風俗保安条例」制定。

十二月 二年、売春客数として検挙された数五二、〇九四名、検挙されたものの推計一五、〇〇〇名、これに要した費用三〇億、性病届出患者数二一、八二九名、妊娠中絶四八、九一一件、検察庁受理の人身売買事件九七三件

昭和二十六年（一九五一年）

一月一日 香川県高松市、「売淫取締条例」公布。

一月十九日 埼玉県、「売淫取締条例」公布。（この県条例施行により、大宮、朝霞の各条例は二七年に入り廃止される。）

一月二五日 豊中市、「街頭等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

二月六日 兵庫県芦屋町、「芦屋町風紀取締条例」制定。

二月十四日 奈良市、「街頭等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

二月十八日 札幌市、「風紀取締条例」制定。

二月二八日 兵庫県川西市、「街頭等における売春勧誘行為等の取締条例」制定。

この月上旬半期の警視庁発表、家出娘の数は七五八名、このうち、八九名が転落、五五名が特設店に売られ

ていた。

七月一日 軽井沢町、「軽井沢町売淫取締条例」制定。

七月十六日 小倉市、「小倉市風紀取締条例」制定。

八月十八日 カニエ参議院議員、国会（十一）で公娼制度復活について質問、これに対し吉田首相より「娼和会議後も公娼復活の考えはない。」主旨の答弁あり。（参考七）

八月 キリスト教婦人矯風会が勅令九号法制化に因する請願書を作成、キリスト教関係団体や婦人団体に呼びかけ全国的に署名運動を展開（参考六）

九月四日 富士吉田市、「富士吉田市風俗保安条例」制定。

九月二九日 西宮市、「売淫等取締条例」制定。

九月 衆議院行政監察特別委員会、婦女及び年少者の人身売買事件をとりあげ。

勅令九号施行以来この月までの違反検挙五五九六件

十月十八日 岐阜県、「街頭等における売春に關する諸行為取締条例」制定。

十月二三日 福岡県和白村、「和白村風紀取締条例」

- リ庁府県長官宛の無電通達
- (一) 公娼制度廃止に関する件依命通達
- 同日本における公娼廃止に関する連合國軍最高司令官宛書
- (四) 私娼の取締並びに娼生の防止及び保護対策（次官會議の決定）
- (五) 持殊飲食店の接客場に対する労働基準法の適用について（十原則）
- (六) 純潔問題に關して勅令九号法制化に關する請願
- (七) 公娼制度についての質問に対する首相答弁内容
- (八) 勅令第九号法律に伴い参議院において決議された附帯條件の要旨
- (九) 日本と露春問題について水陸軍の回答
- (一〇) 特殊カフエー業者の取締について警視庁通達

二、参考資料

〔資料の（一）〕

外國軍駐屯地における慰安施設について
 警保局長より庁府県長官宛の無電通達
 （昭和二十年八月十八日）

外國軍駐屯地に於ては別記要領に依り之が慰安施設等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付特に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ候

記

- 一、外國軍の駐屯地区及料率は目下全く豫想し得ざるところなれば必ず實際に駐屯するが如き感を懷き一般に動搖を承せしむるが如きことを有るべきこと。
- 二、駐屯せる場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には極めて手急を度め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること。
- 三、本件更迭に當りて日本人の尿洩を趣旨とするものあることを理解せしめ地方民として誤解を生ぜしめざること。

（別記）

外國駐屯軍慰安施設等整備要領

- 一、外國駐屯軍に対する營業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかかわらず之を許可するものとする。
- 二、前項の区域は警保局長に於て之を指定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとする。
- 三、警保局長は左の營業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充實を図るものとする。

性的慰安施設

飲食施設

娯楽場

四、營業に必要なる婦女子は藝妓、公私娼妓、女給、酌婦、帶回客先配者等を優先的に之を充てするものとする。

〔資料の四〕

昭和二十四年三月三日

労務省労務基準局長

都道府県労務基準局長殿

特殊飲食店の接客婦に対する労務基準法の適用について（十原則）

- 特殊飲食店業について、店舗その他の施設を設け、所謂接客婦等売淫を行うことを業とする女子に之を使用せしめるものは、たとえ形式的に店舗その他の賃貸借関係であつても、次の各号のすべてに該当する場合を除き、店主と接客婦との間に実質的賃貸借関係が存在すると認められるから、前掲金租法律による封建的身分に向き、至強制労働その他の接客婦の人权を侵害する如き事件について嚴重監督を實施されたい。
- 一、居室又は衣類等の賃貸料金が接客婦の賃金に肉保をく一定していること。
 - 二、食費の額が接客婦の賃金に肉保をく一定していること。
 - 三、名義の如何を問はず接客婦の賃金の一部を株主の私利に充てられて店主に支払つていないこと。
 - 四、衣類、被褥、什器等の貸与新調が強制されていること。
 - 五、接客婦の外装又は外泊の自由が店主によって制限されていること。
 - 六、接客婦の営業が店主によって賃貸されていゝる店舗内に制限されていること。
 - 七、接客婦の営業又は営業の自由が制限されていること。
 - 八、店主との間に金銭債務のある同営業を継続することが約束されていること。
 - 九、花代等の報酬は接客婦が多より直接その金額を受取ること。
 - 十、営業時間外に店主が接客婦の金を預かることになつていないこと。

(4)

〔資料の五〕

純潔問題に關し勅令九号法制化に關する

日本基督教婦人矯風会よりの請願

終戦後以外の状況から我國の風紀問題が救い難い有様になり見ゆる今日、我國が古來國家の一員として優遇するに當り、我國の法律中に道德的筋金を織み込むの必要を痛感いたします。従つて売淫を遏さしむることを策じ、又売淫を条件とする金銭の貸借を禁止する勅令九号を法制化する事は、この際を以てならぬことと應じます。どうか貴様の絶大なる御支援をお願いする次第を御座ります。

昭和二十六年八月

東京都新宿区百人町三ノ三六。電話四六八五〇九三四

顧問法人 日本基督教婦人矯風会

金 澤 岸 登 (ガントレット) 恒

純潔部長 久布 白オナチミ

07)

〔資料の七〕

公娼制度についての傾向に対する首相答弁内容

参議院議員社会党カニエ邦彦氏の八月十八日内閣に對しての「遊藝院に關する質問主意書」に對しての遊藝飲食税及公娼制度の復否に對する質問に對し、内閣總理大臣吉田茂氏は内閣、地方財政委員会、法務省の意見を基とめ、全閣議の承認を得て次の如く答弁した。

「公娼廃止の主旨は邦人の基本的人権を尊重するにあるので、憲法會議後も公娼制度を復舊する考えはない」

昭和二十六年八月十八日

〔資料のい〕

勅令第九号法律化に伴い参議院において決議された

附帯案件の事旨

本法案中勅令第九号附帯に規定せしむる事項の処置に關する法令は、婦人の人身保護防止並にその基本的人権の保護については極めて不十分である。
よつて政府は、右勅令の根本的も改正法案を速やかに国会に提出すべきことを、に要求する。
右決議する。

昭和二十七年五月六日

〔資料のい〕

日本の売春問題について米陸軍当局より

陸軍当局より オハラ上院議員への回答文書 (ワシントンニ三日発A.P.R.共同)

朝日新聞七月二十四日夕刊

オハラ米上院議員はさきにラウエット国防長官に対し、日本で陸軍要員を対象とする売春打撃が盛んに行われ、これを米憲兵は傍観しているものゝ日本からの苦情文を提出、実情調査を要求したが、陸軍当局は二十三日オハラ議員に、さのように書面回答した。
一、日本では売春は過去数百年來行われており、政府もこれを野放ししている。
一、若干の地方条例を除き、日本の取締法規は売春禁止よりは性病患者防と目的としている。
一、米陸軍当局には売春を行つたり、目撃したに關する日本兵を取締る権限はない。

〔資料のい〕

命令甲(防犯)オ五一九号

昭和二十七年七月三十一日

防犯部 長

宛先 関係警察署長

特殊カフエー業者等の取締について

風紀関係の秩序維持上、最も関係の深い同公娼並に私娼地獄が懸念されて現存する果田カフエー街等は、風俗営業取締法施行以來、漸次カフエー本然の姿に正還せざるよう指導取締りして来たとあるが、最近の事態調査によれば、頑迷者一部業者中には、旧態を脱し切れず、依然として娼寮婦に対する著しい人権の侵害、更に鋭くこれを知らぬ搾取等層過じがたい事実も認められるので、この際、風紀関係の秩序維持と米界公正の目的を以つて、別紙取締暫定基準に基き、強力適切な取締を実施することとし、先記により、本取締目的達成に持段の努力を致されるよう命令する。

記

一、時間外営業の取締に當つては、営業時間経過に無関心であつたと口裏を掛けたり、或は店舗内の時計を故意に遅延せしめたりする傾向のある業者に対し、威嚇警告又は査察を遂にする等の方法によつて時間経過後は一着に閉店するよう取締ること。

特に営業時間経過後の客引は、取締基準の悪質者として取扱ふこと。

二、客引の取締に當つては、客引の事案について、互るべく相手方の本中辱を必争とするが、客中辱の提出を拒否されたる場合は、持業者の客引現行犯罪現狀報告をもつて、これに代えること。

三、娼寮婦名録の取締に當つては、お目見得と称して、数日間毎に娼寮婦名録を明確にしなさいことを例としているが、これらの傾向を悪用して、娼寮に依り名録の整理を怠る悪質者の発見に努めること。

四、勅令九号オニ系による立件に當つては、契約書の正しいものについては、雇傭又は入居年月日、営業時間、商の配分率並びに精算方法、その他各種名目による引去金又は休自取外に出制販等の取面検査により、その実約を立証すること。

五、労働基準法オ大系違反の立件に當つては、所定給の有無にかかわらず、雇傭事実として、従業員が急を乞ふことに對しての拘束事実、即ち急を乞ふ所請を拒引した場合は、急務強制、生理日に於ける就業強制その他を立証すること。

六、いん行助助業によつて立件する場合、婦女にいん行の常習性が窺はれたこと、即ちかつて類似業態に就業していかつたことの自供のみによらず、必ずその傍証を固めておくこと。

七、既業安定法、児童福祉法による立件に當つては、本年五月一日資料ハ防犯少ノオニ六九号「所謂入身売買事件の捜査要領」によるものとする。

八、売春等取締條例による立件に當つては、本年六月二十六日例規ハ防犯ノオ四二四号「売春関係事件の取締に關するものとする。

九、結果報告
取締の結果、立件送致したもの、別記表式により、その日の分を翌月五日までに保安課（防犯係）に報告すること。

特 カフエー営業の許可取扱規定基準

一、特カフエー営業地域の取扱について

一、新地域の指定は行わない。

二、既設地域の拡大は行わない。

三、地域の要員は原則として行わない。

ただし、地域減少等の場合はこの限りではない。

二、特カフエー営業の許可取扱について

一、地域指定のない趣旨、多川等については、新規許可を行わない。

二、指定地域内であっても、カフエーとしての形態を有しないものについては、新規許可を行わない。

三、営業承認許可申請の場合といえども、新規許可申請として取扱う。

ただし、相続による承継の場合は、定情によりしんじやくする。

特 カフエー業者の取締暫定基準

一、風俗営業取締法施行條例に基づく取締

一、取締事項

一、時間外営業の取締を徹底すること。

二、営業時間、所轄警察署長に届出で承認を受けなければ午後十二時までは、その後は必ず閉店させること。

三、店鋪外における客引の取締

客引は除にクックルと称するへ急の身体に手をかけ又は帽子、靴その他携帯品等を奪取するもの（方法によるものより、逐次取締を行うこと。

四、従業員名義の取締

従業員を雇入れ又は解雇の都度、速に整理をすることにより、所謂ゆるい的従業員を一掃すること。

五、措置

違反者に対しては、悪質者はその都度立件送致し、なお違反を繰り返すもの（概ね三回以上）については、行政処分の上申を行うこと。

二、婦女に売れんをさせしもの等の処罰に關する件（勅令九号）に基づく取締

1. 取締事項

- (一) 従業婦の雇入れに際し、前備をさせしもの
- (二) 従業婦の身体を拘束するに認められるもの
- (三) 衣料、食料、娯楽、酒類等購入の仲介斡旋をせし、常に従業婦に債務を負わせる事項に及止め策をして
いると認められるもの
- (四) 外出を拒んだり、外出に際し監督をつける等の行為にわたるもの
- (五) 所謂やりて婆、被下その他それに類似のものを使用するもの
- (六) 従業婦の雇入れに際し、同族人を介在させしもの
- (七) 家出人等にて、いん行の常習のない婦人を雇入れて搾取行為をさせているもの
- (八) いちじるしく従業婦を搾取するに認められるもの
- (九) 従業婦の取扱いが虐待にわたると認められるもの
- (十) ナハオ未満の婦人を雇入れ搾取行為をさせているもの

2. 摘 置

五件に當つては、明確にオ一条或当を立証し得る場合の外

- (一) 及(二)に對しては、オ二条の契約について
- (三)に對しては、オ二条の契約及び販賣手帳をオ六十三条について
- (四)に對しては、オ一条の因及不法行為百八十二條について
- (五)及び(六)に對しては、オ二条の契約及び労働基準法オ六条（中同作取の排除）について
- (七)に對しては、オ二条の契約及び児童福祉法について、それそれ立証の上送致すると共に、併せて行政処
分の上申を行うこと。

三、売春取締條例に基く取締

1. 取締事項

- (一) 單に保健所の許可を受けたのみで、風俗営業の許可なく地域内業者と同一行為に出でるもの
- (二) リンタク、ボン引その他ものを、客との間に介在させしもの及びその介在者

2. 摘 置

- (一) (一)は、風俗営業取締法違反を併せて五件すること。
- (二) (二)の前段の業者に對しては、必ず勅令九号を併せ五件の上、行政処分の上申を行うこと。
- (三) (三)の後段リンタク、ボン引を五件する場合、従業婦の売春及び営業者の勅令九号違反並びに売春
場所提供も併せて五件すること。

三、売春関係文献目録

この目録は、明治以後現在に至るまでの売春問題に關する文献を、国会図書館・上野國
書館・神崎晴氏蔵書によつてまとめたもので、発行時期により戦前・戦後に分けてそれぞ
れ発行年次順に配列した。戦後のものについてはのみ内容欄をもうけた。
内容の一部が売春問題に關してゐる図書は関係文献として別にかけられた。
なお官庁出版物については戦後のものだけを関係官庁別にとりまとめた。

執行年度

(24)

(25)

山野辺辰雄	町田連置における婦人先買問題	中央公論社	5
沖野若三郎	社会制度と奴隷制度	中央公論社	5
草間八十雄	女給と先買婦	中央公論社	5
ウイリス	ロンドンの白奴	中央公論社	5
市原照之助	全口遊廓業の生活	中央公論社	5
日本遊覧社	江都下の浪人の生活	中央公論社	5
伊藤秀吉	現代の市場	中央公論社	5
高橋桂二	日本遊覧運動史	中央公論社	5
伊藤秀吉	アメリカの遊覧	中央公論社	5
市原照之助	東京遊覧ラッシュメンの歴史	中央公論社	5
中里右吉郎	日本遊覧の歴史	中央公論社	5
高橋桂二	検閲制度の沿革	中央公論社	5
永野大太郎	検閲制度の沿革	中央公論社	5
野沢一太郎	検閲制度の沿革	中央公論社	5
平井登太郎	検閲制度の沿革	中央公論社	5
野沢力太郎	検閲制度の沿革	中央公論社	5
大隅末玄	検閲制度の沿革	中央公論社	5
伊藤長久男	検閲制度の沿革	中央公論社	5
小島光枝	検閲制度の沿革	中央公論社	5
市川卯三郎	検閲制度の沿革	中央公論社	5
草間八十雄	検閲制度の沿革	中央公論社	5

◎戦後のもの

著者	書名	発行所	発行年
近川政治郎	売良制度の研究	徳高書房	昭23
住竹公男	(遊里、遊女、男娼、かけき等に關するもの研究)	有恒社	昭24
	新娼 実態とその研究	東和社	昭24
	(京都社会福祉研究所が中心となつて行つた娼婦研究の報告)		
	婦人の生活と現代娼婦の生活	東和社	昭24
	(売春問題特集)		
	執筆者——木々高太郎、金子孝二、大西興弘		
神崎清	売良白き闇へ	一燈書房	昭24
	(主要目次——集団的娼婦の生活、ある有名娼婦の告白、娼婦の生活の分析、娼婦の生活の調査)		
雪火園	娼婦の生活	東和社	昭24
	(主要目次——娼婦の生活の分析、娼婦の生活の調査)		
順道洋二	娼婦の社会学的研究	順道堂	昭25
	(主要目次——娼婦の生活の分析、娼婦の生活の調査)		
森本正一	娼婦の生活とは何か	更生新聞社	昭25

神明、清	(新事件裁判における証言の記録) 娘を売る町——神崎レポ— (田次—教育と生活環境、少女の人身売買、 法律と売淫婦、東田虎太郎の実態、隠微から実 生へ)	新興出版社	昭 25
------	--	-------	---------

(関係文献)

著者	書名 (関係内容)	発行所	発行年度
寺田清一	婦人犯罪 (オ二十三章 売淫婦 オ二十四章 売淫婦と男性犯罪者) やくざの世帯 (オ五章 パンパンの街東京) Off Limits くらやみの客場有らち (正女の狭小路) ルンペン社会の研究 (オ八章 「ママの女」の問題) 現代女性十二講 (オ五講 街の女)	近代思想社 古泉評論社 改造社 ナウカ社	昭 23
ロ・ベリガン			23
ロ・ベリガン			24
宮城秀雄			25
柳田泉代 柳田フタ			25

(官庁出版物)

厚生省関係

雑誌「厚生」(厚生省監修 厚生問題研究会編集発行)
二十七年九月号所載

婦人福祉年表 高橋 茂 監修 完成
外備の沿革

警察庁関係

売春手取師派遣所状況 昭25 防犯部保安課
「闇にさくら花」(即水版)年刊
(売春手取師の状況と対策)

労働省関係

売春関係資料 昭25 婦人少年局
売春問題について(婦人問題会議記録)
売春に関する法令
売春問題の対策について(婦人少年問題協議会婦人問題部会記録)
昭27 昭27 昭27 昭25

法務省関係

売春及び人身売買関係主要国立法例(その一) 昭27 法制局
人権擁護月報第一号 昭27 人権擁護局発行
売春取締関係資料集 昭27 検察局 編

婦人及び児童の労働禁止に関する関係資料集 昭27 検務局編
 千歳市実態調査報告 昭27
 東京における売春の調査報告 昭27
 風俗営業許可及び取締状況調査書 昭27
 (備考) 地方庁及び国家地方警察関係のものは省略した。

四 附 録

- (一) 婦人保護施設の概況
- (二) 全国における通稱赤線区画及びこれに準ずるものの概数
- (三) 全国表海並びにこれに類するものの概数
- (四) 地方税における遊興税等税の課税別による経営場数

〔附録の(一)〕

婦人保護施設の概況

一 販賣婦人に対する保護厚生施設

厚生省社会局生活課 昭和二十七年七月調査

府県別	施設名	委託団体	定員	現在費	種 目
宮城	婦人厚生寮	県	五〇	三八	ミシン縫製作業 縫製リ(リネン)クリーニング、刺繍
東京	聖友ホーム	聖友ホーム	五〇	一七	電気器具部品加工 電カロカシ

東京	新生寮	救世軍	八〇	八一	刺 繍 縫製 手袋 襟袖内 縫製
"	婦人寮	"	五〇	四七	洋裁 縫物 縫製 縫製加工
"	婦人寮	安達会	三〇	三五	洋裁 縫物 手袋
神奈川	むつ子寮	横浜労働会連合会	二〇	一七	ミシン加工 衣服縫製
"	白百合寮	聖母礼拝会	一〇〇	五七	ミシン縫製縫製
"	若草寮	厚生労働局	五〇	三五	ミシン縫製縫製
"	富士見寮	富士見寮	一〇〇	六二	ミシン縫製縫製
愛知	アソカ学園	厚生労働局	五〇	四二	縫製加工 縫製加工
大阪	朝光寮	救世軍	八〇	八四	縫製加工 縫製加工
"	生野学園	生野学園	五〇	五八	縫製加工
兵庫	姫路婦人寮	救世軍	五〇	四五	縫製加工 縫製加工
"	神戸婦人寮	神戸労働会連合会	一〇〇	八九	縫製加工 縫製加工
福岡	戸畑婦人寮	県	三〇	三三	縫製加工 縫製加工
"	福岡婦人寮	県	六〇	六四	縫製加工 縫製加工
計	一七ヶ所		一〇三〇	八四六	

(附録の二)

全国における通称赤線区域及びこれに準ずるものの概数

種別	箇所数	床敷数	格別婦数	一区域当り		備考
				床	格別婦	
北青岩宮	9	920	4700	40	130	許可なしの床敷はこの約半数ある見ゆ
山福茂崎	15	106	426	2	5	
山福茂崎	15	86	258	1	3	
山福茂崎	24	159	536	1	2	
山福茂崎	24	159	417	1	4	
山福茂崎	7	55	204	1	3	床に散らすものすべて集計した
山福茂崎	53	190	467	1	1	床敷数の多い地域を多量に
山福茂崎	1	28	60	1	1	1000軒以上散らすものを含む
山福茂崎	(13)	289	(638)	(10)	(11)	
山福茂崎	22	226	477	1	1	
山福茂崎	6	216	477	13	28	床敷と格別婦数は散らしているものを含む
山福茂崎	20	276	734	5	12	床敷の多い地域を多量に
山福茂崎	13	286	756	7	26	床敷の多い地域を多量に
山福茂崎	20	304	2400	5	15	床敷の多い地域を多量に
山福茂崎	14	170	400	1	1	
山福茂崎	31	不明	1068	不明	1	
山福茂崎	不明	855	765	4	8	
山福茂崎	9	142	452			
山福茂崎	3	120	142			
山福茂崎	4	122	674	9	38	
山福茂崎	26	315	1856	3	5	
山福茂崎	27	258	2534	3	3	
山福茂崎	25	260	1075	2	4	
山福茂崎	7	177	383	8	8	
山福茂崎	16	1383	3027	6	11	
山福茂崎	13	854	3630	18	47	
山福茂崎	12	247	755	2	11	
山福茂崎	9	94	392	17	104	
山福茂崎	13	274	439	5	10	
山福茂崎	4	77	205	11	25	
山福茂崎	5	62	166	3	2	
山福茂崎	9	215	684	2	5	
山福茂崎	13	254	1163	5	15	
山福茂崎	22	252	1244	1	3	
山福茂崎	2	58	142	18	42	
山福茂崎	6	177	452	10	23	
山福茂崎	3	63	546	16	42	
山福茂崎	2	222	440			
山福茂崎	12	1500	4400			
山福茂崎	6	92	440	8	35	
山福茂崎	9	414	3174			
山福茂崎	6	215	697			
山福茂崎	12	315	1262	10	33	
山福茂崎	9	97	429	2	7	
山福茂崎	29	516	2137	2	6	
山福茂崎	合計	603	12226	52763		

各地方婦人少年室調査による（昭和27年）の現在）

床敷の多い地域を多量に

他に予備隊、同血に私帳が多数ある

床敷と格別婦数は散らしているものを含む
床敷の多い地域を多量に
1000軒以上散らすものを含む

〔附録の(三)〕

全国芝屑並びトニリに類するものの概数

種別 芝屑類	芝屑数	芝屑類別の 概数	計	備考
北青岩宮秋 通歌手城田	137 98 124 203 63	320 130 153 154	457 208 299 203 217	
山福茨栲群 形舞城水恵	117 480 196 336 203	24 9	141 480 196 336 212	
均干茨神新 王葉赤川淳	285 220 2700 898 209		285 220 2700 498 283	
石福山長 山川井衆野	736 706 265 102 444	348	736 1054 265 102 444	
収静茨三滋 早岡知聖賢	384 473 566 2016 31		384 473 566 4820 41	
系大伏系和 取根山良山	715 723 676 148 218	250 114 878	965 1037 676 148 1076	
取根山良山 取根山良山	57 56 51 62 122	58	57 114 51 62 122	
山福茨栲群 身川暖知所	90 43 27 556	6 65	90 43 92 556	
佐長慈大宮 筑崎本分崎縣	33 132 264 84	121 778	33 253 982 84	
合計	17369	14296	22665	

地方財政委員会資料による。(昭和25年12月末日現在)

〔附錄の四〕

地方税における並列課税の種類の多寡

[illegible]

一九五二年十月六日印刷
一九五二年十月七日發行
編輯兼 東京御千代田區大手町一ノ七
發行人 勞働省婦人少年局
印刷人 中村國生
印刷所 竹生
電話九〇内(23) 三〇六七番
社平局